

「愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（令和3年6月21日付け3農総第95号農林基盤局長）新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>第9条 その他 (削除)</p> <p>(1) 本要領に基づき実施した遠隔臨場について、請負者は発注者からの見積り及び効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。</p> <p>(2) 本要領によりがたい場合は適宜、請負者及び発注者の間で協議すること。</p> <p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和5年5月8日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>第9条 その他</p> <p><u>(1) 遠隔臨場は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に該当するため、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行」と併せて実施する場合は、真夏の最高気温を28℃に読み替える。</u></p> <p>(2) 本要領に基づき実施した遠隔臨場について、請負者は発注者からの見積り及び効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。</p> <p>(3) 本要領によりがたい場合は適宜、請負者及び発注者の間で協議すること。</p> <p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 (新設)</p>	